

鹿沼市庁舎整備検討委員会要綱

(設置)

第1条 鹿沼市庁舎整備に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の策定に必要な事項を検討するため、鹿沼市庁舎整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討、協議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 庁舎整備のあり方等の基本構想に関すること。
- (2) 庁舎の整備位置に関すること。
- (3) 庁舎の整備規模に関すること。
- (4) 庁舎の整備時期に関すること。
- (5) その他基本構想の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市内各種団体等の代表者
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事務が終了するまでとする。ただし、当該終了の日以前に委員がその職を退いたときは、その後任者が引継ぐものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対する会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、鹿沼市財務部財産管理課内に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。